

出席停止について

学校感染症にかかった場合、「出席停止」となります。医療機関で学校感染症と診断された場合は、必ず学校へご連絡ください。なお、出席停止は欠席にはなりません。登校する際には、「治療証明書」が必要となりますので、医療機関で記入していただいでください。用紙は学校からお渡します。学校 HP からダウンロードも可能です。

【※インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については治療証明書は不要です】



★第二種：出席停止

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ※発症日を0日とする
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がなくなってから2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	

★第三種：医師に感染の恐れがないと認められたら登校可能

病名	出席停止期間
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

★第三種 その他：基本的には出席停止にならない

学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染を防ぐために、必要があるときに限り、出席停止の措置をとる場合がある

感染性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノなど)、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症(A群溶血性レンサ球菌感染症)、伝染性紅斑(りんご病)、RSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、単純ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、伝染性膿痂疹(とびひ)等



インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の出席停止期間早見表です。発症した日を0日として数えます。